千葉市告示第５０７号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年６月１７日

千葉市長　　神　谷　俊　一

名　　称	所 在 地	指定年月日
（診療所）		
まくはりコーラス内科	千葉市美浜区幕張西４－２－１２ ２階	令和７年５月１日
医療法人社団　三緑会　鎌取メンタルクリニック	千葉市緑区おゆみ野３－２２－６ かまとりクリニックビル２階	令和７年５月１日
そがセントラルクリニック	千葉市中央区宮崎町５６１－１	令和７年５月１日
（歯科）		
エミリアデンタルクリニック	千葉市中央区新田町１２－１トーシン千葉ビル１０１	令和７年３月１日
（薬局）		
きらり薬局　本千葉店	千葉市中央区末広１－２２－１５ ヒロ末広２Ｆ	令和７年６月１日
さつき調剤薬局	千葉市若葉区都賀３－９－１　都賀Ｍ３ビル	令和７年５月１日